

5 つくば開指第 369 号
令和 5 年（2023 年）11 月 1 日

地域住民の皆様

つくば市長 五十嵐立青
(公印省略)

開発・建築許可の取扱い変更に関する説明会開催のお知らせ
(つくば市台町地区に係る区域指定の追加指定について)

日頃よりつくば市開発行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。
現在つくば市では、つくば市台町地区周辺において区域指定追加の検討を行
っております。※区域指定制度の概要は裏面に記載

つきましては、区域決定に先立ちまして、市民の皆様を対象に区域指定制度
の概要、今回の追加を行うに至った経緯などに関する説明会を下記のとおり開
催しますので、御案内いたします。

記

- 1 日時 令和 5 年（2023 年）11 月 29 日（水） 午後 7 時 30 分から
- 2 会場 市民ホールやたべ 大会議室 1（つくば市谷田部 4711 番地）
- 3 内容 区域指定制度の概要、台町地区周辺で追加を行うに至った経緯、
区域指定検討の範囲及び方針、今後のスケジュール
※各説明内容の概要は裏面に記載

※事前申し込みは必要ありませんので、参加希望の方は当日会場へ直接お越し
ください。

【問い合わせ先】

つくば市都市計画部開発指導課

担当：企画係

電話：029-883-1111（内線：3211、3214）

メール：ubn011@city.tsukuba.lg.jp

◆ 区域指定制度の概要

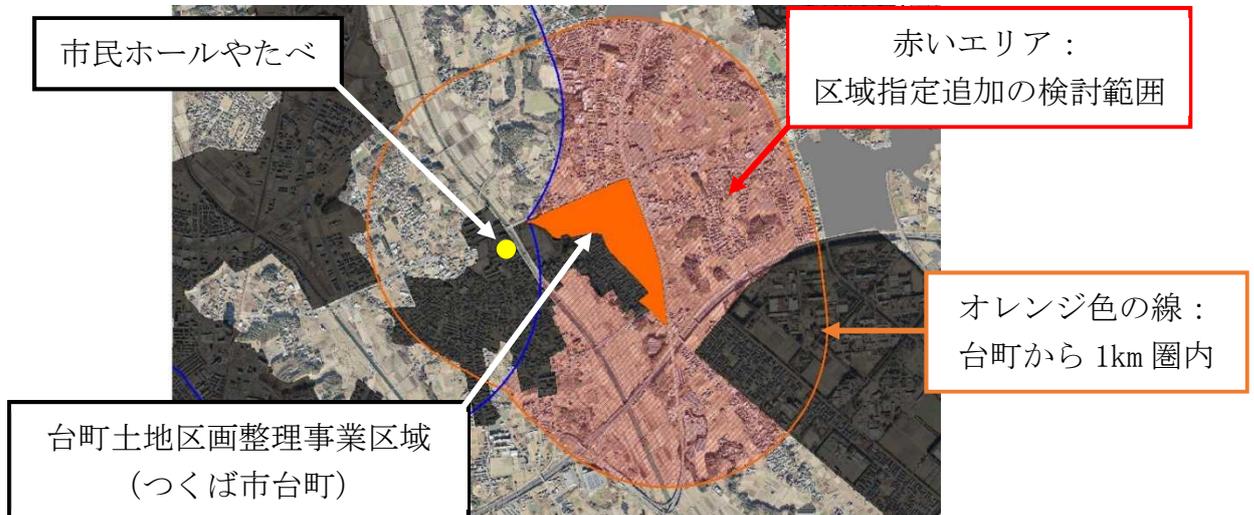
区域指定とは、市街化調整区域内であっても、あらかじめ指定された区域内の土地であれば集落出身要件等を問うことなく、どなたでも住宅の建築を中心とした都市計画法の許可を受けることが可能となる制度です。

◆ 台町地区周辺で追加を行うに至った経緯

これまで、台町土地区画整理事業区域（つくば市台町）から1km圏内は台町地区の街づくりへの影響を考慮し、条例によって区域指定の指定範囲から除外されておりました。この度、台町地区の宅地利用が進んできたと判断されたため、新たに区域指定を追加検討するものです。

◆ 区域指定検討の範囲及び方針

下の図で赤く色を付けた箇所が、区域指定追加の検討を行っている範囲（つくば市小白碓、谷田部、上横場、今泉の各一部）です。区域の指定は集落性（建築物の連たん）などの条件があるため、赤色の範囲全てを区域指定とするものではございません。また、新たに追加する区域指定の箇所は区域の決定後に公表するため、説明会では公表できないことを御理解ください。



図：区域指定追加検討範囲

◆ 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年 11月下旬 住民説明会（制度の概要、検討範囲について）
- 12月下旬 つくば市開発審査会での審議
- 令和6年 2月上旬 追加となる区域の告示・公表（具体的な区域の決定）
- 4月上旬 新たな区域指定の施行

※スケジュールは予定であり、事業進捗により前後する可能性があります。

より詳細な説明会についての情報は、つくば市ホームページに記載しております。
右のQRコードからも読み取ることができます。
つくば市HP「台町土地区画整理事業区域に係る区域指定の追加指定について」

